

2012

7

25

広報

もりや

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA

9月29日(土)・30日(日)

第29回守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～

物販・PRブース出展者、ステージ出演者募集

物販・PRブース出展者

出展希望者は、申込書に添付されている募集要項(市商工会ホームページにも掲載)を確認の上、お申し込みください。

▽募集ブース数

50ブース(予定)

◎ブース基本仕様(参考例)

約3坪(間口2.7m×奥行3.6m)

※備品は、テーブル1台(45cm×180cm)、いす2脚、蛍光灯、ブース名表示板(追加備品は各自用意)

※基本仕様以外の装飾等は出展者負担/ブースの全部または一部を第三者に譲渡・貸与・交換することは不可/ブース以外の営業活動等は不可

▽飲食物の販売

保健所への食品営業許可申請は、市商工会が一括で手続きします(保菌検査は各自で実施)。酒類等の販売はご相談ください。また、保菌検査は竜ヶ崎保健所衛生課(☎0297・62・2163)へ問い合わせの上、各自で実施してください。

※保菌検査結果書(写し)

を説明会当日に提出

▽出展資格

市内・市外の団体や事業者
※主催者が不適当と判断した出展は、見合わせていただく場合があります

▽出展日時

9月29日(土)午前9時30分
午後8時/30日(日)午前9時30分/午後6時30分

▽出展場所

守谷駅西口駅前広場周辺

▽出展負担金(2日間)

市内非営利団体 5千円
市内事業者 1万2千円
市外事業者 1万5千円

※説明会当日に徴収

ステージ出演者

▽募集内容

舞踊・音楽・その他イベントにふさわしい演芸
※カラオケを除く

▽日時

9月29日(土)・30日(日)

▽会場

守谷駅西口駅前広場

▽参加資格

団体・サークル・グループなど(アマ・プロ不問)

▽注意事項

ステージは平場/音源はCD・MD等を各自持参/音響設備、マイク等は

主催者で用意/楽器等必要な器材は各自で持ち込み/天候や主催者側の都合により開催中止の場合あり/出演中、主催者が中止の判断をした場合は途中で中止/出演料・参加費は無料/交通費・食費・諸経費等は自己負担

▼出展・出演者説明会

9月上旬(予定)

▼応募方法

出展・出演参加申込書(市商工会窓口または市商工会ホームページから取得)に必要事項を記入の上、8月9日(木)午後5時までに市商工会窓口へ直接、または電子メールで提出する

※応募多数の場合は実行委員会にて調整/出展・出演決定等は後日連絡

▼応募・問合せ先

実行委員会事務局(市商工会) ☎48・0339
✉ms0339@solid.ocn.ne.jp

HP <http://www.l6.ocn.ne.jp/~morisho/>

・市役所経済課 商工・観光G 内線262

守谷市市制施行10周年記念

第3回健康スポーツフェスティバル

世代をこえた健康づくりとふくしのつどい

物販・PRブース出展者、ステージ出演者募集



〈応募〉・市役所社会福祉課 社会福祉G 内線164
問合先・市社会福祉協議会 ☎45・0088



▽日時 10月28日(日)午前10時〜午後3時※雨天決行

▽会場 常総運動公園

▽出展・出演料 無料

▽応募方法 申込書(社会福祉課、市社会福祉協議会で取得)に添付の募集要項を熟読し、内容了解の上、必要事項を記入した申込書を8月20日(月)午後5時までに提出する
※応募超過の場合は運営委員会決定

物販・PRブース出展

▽応募資格 市内の非営利団体および公益性のある団体、福祉施設・団体

▽内容

・館内 飲食物以外の物販(クッキー等の販売は可)・PR

・屋外 活動PRおよび飲食物等の物販

▽募集数

ステージ出演者

▽募集内容 団体の活動内容PR・舞踊・音楽・その他イベントにふさわしい演技(カラオケを除く)

▽参加資格 市内の福祉関係団体(福祉施設含む)、市内で活動するサークル

▽募集数 14団体(高齢福祉関係団体・児童福祉関係団体・障がい福祉関係団体を各3団体、一般サークル団体5団体)※ボランティア活動団体優先

▽出演時間 20分(入退場時間を含む)
※ステージは体育館内平場／音源はCD・カセットテープ等を各自で持参／音響設備・マイク(3本)等は事務局で用意／必要な機材は全て持ち込み／交通費・食費・諸経費等は自己負担

忘れず申請を!

特別児童扶養手当

●問合先 市役所社会福祉課 障がい福祉G 内線165

特別児童扶養手当とは、身体または精神に障がいのある児童を家庭で養育している方に支給される手当のことです。

特別児童扶養手当の受給を希望する新規申請の方・有期認定が切れる方・以前の受給者で改めて受給対象に該当する方は、社会福祉課で申請をして、県知事の認定を受けてください。

▼対象児童

20歳未満で、次の要件に該当する児童

【1級】身体障がい者手帳の判定が、おおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当する方／療育手帳の総合判定がA・A程度の知的障がいである方、または同程度の精神障がいがある方

【2級】身体障がい者手帳の判定が、おおむね3級(内部的疾患を含む)程度に該当する方／療育手帳の総合判定がB程度の知的障がいである方、または同程度の精神障がいがある方

※支給対象とならない場合
・児童および父・母・養育者が国内に住んでいない
・児童が障がいによる公的年金を受けることができる

・児童が児童福祉施設に入所している(保育所・通園施設・肢体不自由児施設への短期入所除く)

▼手当額 児童1人当たり

【1級】月額5万400円
【2級】月額3万3570円

特別児童扶養手当所得制限額 (単位:千円)

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	4,596	6,287
1人	4,976	6,536
2人	5,356	6,749
3人	5,736	6,962
4人	6,116	7,175
5人	6,496	7,388

平成24年度の介護保険料が決定

●問合先 市役所介護福祉課 介護保険G 内線 172、173

7月下旬に「介護保険料額決定通知兼特別徴収開始通知書」を送付します。平成24年度の介護保険料年額と年金支給月ごとの徴収額が記載されていますのでご確認ください。

また、介護保険料年額の決定に伴い、8月の仮徴収額が変更になる場合があります。これは、仮徴収額と本徴収額で納付する額に大きな差が生じる方に対し、その差額を解消するため、年金支給月ごとの徴収額を平準化する（＝毎回の徴収額をほぼ同額になるようにする）ものです。

10・12・2月の徴収額を納期1回当たりの平均額（下記の場合 $53,200 \div 6 \div 8,900$ 円）とし、月の仮徴収額を減額または増額します（端数の金額がある場合は10月で調整）。これにより、翌年度4・6・8月の徴収額も8,900円となり、以降もおおむね8,900円での納付が続き、年金支給月ごとの徴収額がほぼ同じになります。

○もし仮徴収額の変更を行わないと…

- ・今年度4・6・8月の徴収額が高く（安く）、10・12・2月の徴収額が安く（高く）なります。
- ・翌年度4・6・8月の徴収額が安く（高く）なり、10・12・2月の徴収額が高く（安く）なります。



いつまでも年金支給月ごとの徴収額にばらつきが出てしまいます。

8月の仮徴収額が変更になる方の例（介護保険料年額 53,200 円の方の場合）

【例1】前年度2月の納付額が10,000円のと看

介護保険料年額 1 期当たりの平均額								単位：円
前年度	平成 24 年度 介護保険料						翌年度の 仮徴収額	
	仮徴収額			本徴収額				
H24. 2 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	H25. 2 月	4・6・8 月	
10,000	10,000	10,000	変更後 6,400 変更前 (10,000)	9,000 (7,800)	8,900 (7,700)	8,900 (7,700)	8,900 (7,700)	
H24. 2 月と同額			介護保険料年額から仮徴収額分を 差し引いた残額				H25. 2 月と 同額	

【例2】前年度2月の納付額が5,000円のと看

介護保険料年額 1 期当たりの平均額

単位：円

前年度	平成 24 年度 介護保険料						翌年度の 仮徴収額
	仮徴収額			本徴収額			
H24. 2 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	H25. 2 月	4・6・8 月
5,000	5,000	5,000	変更後 16,400 変更前 (5,000)	9,000 (12,800)	8,900 (12,700)	8,900 (12,700)	8,900 (12,700)

H24. 2 月と同額

介護保険料年額から仮徴収額分を
差し引いた残額

H25. 2 月と
同額

◎介護保険料の徴収方法が普通徴収（納付書での納付）の方へ 8月中旬に第3～6期分の「介護保険料納入通知書」を送付します。詳しくは広報もりや8月10日号でお知らせします。

●守谷市の介護保険料は、本人および同じ世帯の方の市町村民税課税状況や所得状況等に応じて10段階に分かれています（広報もりや4月10日号に掲載）。

住みよさランキング 守谷市は全国5位!

6月に刊行された『都市データパック2012年版(東洋経済新報社)』の「住みよさランキング」で、守谷市は総合評価5位になりました(前回2010年版では6位)。

▽総合上位5市

- 1位 印西市(千葉県)
- 2位 野々市市(石川県)
- 3位 坂井市(福井県)
- 4位 本巣市(岐阜県)
- 5位 守谷市(茨城県)

▽上位100位以内の県内市

- 15つくば市、46鹿嶋市、57土浦市、61那珂市、67神栖市、74牛久市、79水戸市、82かすみがうら市

※ランキング対象は、全国78都市/公的統計を基に、次の14指標について偏差値を算出し、その単純平均を指数化する方法で評価して順位付け ①病院・一般診療所病床数②介護老人福祉施設・介護老人保健施設定員数③出生数④小売業年間販売額⑤大型小売店舗面積⑥公共下水道・合併浄化槽普及率⑦都市公園面積⑧転入・転出人口比率⑨新設住宅着工戸数⑩財政力指数⑪地方税収入額⑫課税対象所得額⑬住宅延べ床面積⑭持ち家世帯比率

結核・肺がん検診、特定健康診査、 後期高齢者医療健康診査、健康づくり健康診査

下記の各健康診査を同日に実施します。各健康診査に必要なものを持参し、会場へお越しください。なお、「結核・肺がん検診問診票」は8月初旬に個人通知します(国民健康保険加入の方には「特定健康診査受診券」を、後期高齢者医療加入の方には「後期高齢者医療健康診査受診券」を同封)。
※いずれも対象年齢は、平成25年3月31日現在

◎結核・肺がん検診【対象：40歳以上の方】

加入している健康保険組合の種類に関係なく、検診が受けられます。

〈持参品〉市から送付される「結核・肺がん検診問診票」

◎特定健康診査【対象：40～74歳の方】

・守谷市国民健康保険の方

〈持参品〉市から送付される「結核・肺がん検診問診票」「特定健康診査受診券」と「保険証」

・守谷市国民健康保険以外の方

自分が加入している健康保険組合に市の健康診査を受診できる契約をしているか、確認してください。

〈持参品〉自分が加入している健康保険組合発行の「特定健康診査受診券」と「保険証」、市から送付される「結核・肺がん検診問診票」

◎後期高齢者医療健康診査【対象：75歳以上の方】

〈持参品〉市から送付される「結核・肺がん検診問診票」「後期高齢者医療健康診査受診券」と「保険証」

▶次の健康診査等は、加入している健康保険組合の種類に関係なく、検診が受けられます。通知はしませんので、直接会場にお越しください。

◎健康づくり健康診査【対象：19～39歳の方】

◎B・C型肝炎検査【対象：40～70歳の方で、過去に検査を受けていない方】

◎前立腺がん検診【対象：50歳以上の男性】

●日程

実施日	会場	
	受付 9:30～11:00	受付 13:15～15:00
3日(月)・4日(火)	保健センター	
5日(水)・6日(木)・7日(金)	北守谷公民館	
9日(日)	保健センター	
10日(月)・11日(火)・12日(水)	市役所	
13日(木)・14日(金)	文化会館	
18日(火)・19日(水)	郷州公民館	
9月	20日(木)	向崎農村集落センター 上坪農村集落センター
	21日(金)	西板戸井田園都市センター 大木農村集落センター
	23日(日)	保健センター
	24日(月)・25日(火)	高野公民館
	26日(水)	高野小学校 乙子農村集落センター
	27日(木)・28日(金)・29日(土)	保健センター

●問合先

○特定健康診査

市役所国保年金課 国保G 内線102～104

○後期高齢者医療健康診査

市役所国保年金課 医療福祉G 内線107、108

○結核・肺がん検診、健康づくり健康診査、B・C型肝炎検査、前立腺がん検診
保健センター ☎48-6000

情報ひろば

お知らせ

ご存知ですか？
ペットボトル
拠点回収事業

市では、隔週木曜日に集積所から資源物としての「ペットボトル」を回収していますが、各公民館等に設置した回収BOX^{ボックス}による拠点回収も行っています。拠点回収では、資源物専用袋を使用する必要もなく、各施設の開館（開庁）時間であればいつでも出すことができます。また、この拠点回収に限っては、ペットボトルを軽く水洗いし、キャップを取るだけで、ラベルを剥がす必要もあり

🏠 くらし・環境・交通

📄 届出・証明・税・年金

👤 子ども

👴 高齢者

🏫 教室・講座・イベント

📖 情報・参加・交流

💼 仕事

▶ ペットボトル回収BOX



ません（ラベルを剥がす等の必要な作業は、障がい者福祉センターが就業支援の一環として実施）。ぜひ、ご活用ください。

▼回収BOX設置場所 市役所（生活環境課前）、中

央図書館、中央公民館（9月30日まで休館）、北守谷・高野・郷州の各公民館、文化会館、保健センター

▼問合せ 市役所生活環境課 内線142／144

守谷市

国民健康保険
後期高齢者医療

健康診査

- 健康診査が9月3日(月)から始まります
- 対象の方へ受診券を8月上旬に郵送します

生活習慣病は、自覚症状がないまま進行します。

健康診査は、これまでの生活習慣を振り返り、早期発見・早期治療を始める絶好の機会です。

自分のため、家族のため、健診を受けましょう。

内容	集団健診 ※右ページ参照	医療機関健診
	保健センターや公民館等での健診	市が指定した医療機関での健診
対象者	満40歳以上（平成25年3月31日現在）で 守谷市国民健康保険または後期高齢者医療に加入中の方 ※同一年度内に健康診査（ドック検診含む）を複数回受けることは不可	
健診期間	9月3日(月)～29日(土)	9月3日(月)～12月21日(金)
受診方法	予約不要	要予約
	受診券に同封の集団健診案内「きょうの健診・あしたの健康」に掲載の日程・会場一覧表を確認の上、受診してください。	受診券到着後、同封の実施医療機関一覧に掲載されている医療機関へ予約の上、受診してください。
自己負担金	無料	1,000円
検査項目	身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査・心電図・眼底検査など	
受診のポイント	予約不要！ 胸部レントゲン付き！ しかも無料！ と、お得な健診です。	「集団健診は受けにくい」 という方にお勧めです。
同時受診可能な保健センターの検診（一部有料）	結核・肺がん検診（無料） 前立腺がん検査（希望者のみ） 肝炎検査（対象条件有）	前立腺がん検査（希望者のみ） 肝炎検査（対象条件有）

●問合せ先 市役所国保年金課 国民健康保険：内線103 後期高齢者医療：内線108

建築物を建築する方へ 建築物の仕上げ「完了検査」

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けてください。

この検査は、建築物の強度や避難等の性能を、建築基準法による関係規定に適合しているか法定機関が現地で確認するものです。

検査を受けるためには、工事完了時に「完了検査申請書」を管轄の行政機関、または指定確認検査機関へ提出してください。

また、検査後に交付される「検査済証」は、建築物の安全性等が確認された適合建築物の証明です。建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

▼問合先 県南県民センター
建築指導課

☎029・822・8519

再生可能エネルギー発電 促進賦課金 減免措置

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」によ

り、7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されました。買取費用は「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気を利用する方に負担していただきますが、東日本大震災で著しい被害を受けた住居等に対する減免措置があります。

▼減免対象者 所在地を管轄する市町村長等から災害証明（全壊・半壊・一部損壊等）を受けた方／福島第一原子力発電所事故により、警戒区域等から東京電力供給エリアに避難した方

▼必要書類 ①再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置申込書（東京電力窓口・ホームページで取得）②建物等に関する被害概況が記載された「り災証明書または被災証明書」の写し ※高速道路無料化のために発行された証明書（被害状況として建物被害の記載がない証明書）等は対象外

▼申込方法 必要書類を郵送し、申し込む

▼申込・問合先 東京電力 ㈱茨城支店 再エネ賦課金減免手続きセンター

〒310・0021
水戸市南町2・6・2
☎0120・995・332
http://www.tepco.co.jp/ibaraki/index-j.html

仕事と生活の調和を 推進しましょう！

◎推進計画策定

従業員のワーク・ライフ・バランスを実現し、さらにいきいきとした職場とするために、「仕事と生活の調和推進計画」を策定しましょう。県に届出をすると、県ホームページで紹介されるため、企業のイメージアップにつながります。また、県の建設工事入札参加資格審査の加算項目にもなります。

◎支援奨励金

育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、制度を一定の期間利用した従業員がいた場合に、中小企業主に対して奨励金を支給しています。

▼問合先 県労働政策課
☎029・301・3635
http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoutkou/rosei/

屋外広告物は許可が必要です！

『まちの良好な景観のために』

●問合先 市役所都市計画課 内線242、243

屋外広告物とは、屋外で常時または一定の期間継続して公衆に表示される広告物のことで、はり紙、はり札、立看板、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されたものなどです。

これら屋外広告物を表示するためには、原則として市長の許可を受ける必要があります。まちの良好な景観を作り出すために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

●屋外広告物には、「まちの良好な景観の形成」「公衆に対する危害の防止」の面から、設置場所や大きさなどの規制があります。

【主な規制の例】

①自己の店舗等の敷地内に店名、取扱商品名等を表示する場合（自家広告物）

・建物の壁面に表示する広告物の面積は50㎡以下で、かつ、その壁面の面積の5分の1以下

・設置する場所により表示面積の合計に上限あり

②自己の店舗等から離れた位置に表示する場合や、他人に看板やその敷地を貸す場合

・設置する場所により表示面積の合計に上限あり

③その他、市では景観法に基づき景観計画による色彩や設置の基準規制あり

●屋外広告物表示の許可には有効期間（最長3年）があります。有効期間後は、更新許可の手続きが必要で、有効期間が切れた屋外広告は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。



地球にやさしく！ ECO ライフを楽しもう！

夏を涼しく過ごすひと工夫

夏の節電は、できるだけ電気を使わずに暑い時間を涼しく過ごすことがポイントです。日本に古くからある“高温多湿の夏を涼しく過ごす知恵”を活用してみましょう！

●**打ち水をする** 朝や夕方に、バルコニーや庭へ、雨水や風呂の残り水などで打ち水をしましょう。水が乾くまでの間、気化熱の効果でたまった熱を逃がすことができます。特に、熱をためやすいコンクリートやアスファルトでの打ち水は効果的です。

●**ゴザや蓆を利用する** ゴザや蓆は表面に凹凸があり、カーペットやフローリングに比べ体が触れる面積が少ない構造です。そのため熱が逃げやすく、座ったり寝転んだりしたときに、より涼しく感じられます。

「政府統計の統一 ロゴタイプ」が決定！

総務省は、統計に対する国民の理解を深めていただくための「統計の日」である10月18日を契機として、平成23年に「政府統計の統一ロゴタイプ」を決定しました。今年の4月から国の統計調査において順次使用しています。

個人情報保護意識の高まりなどにより、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、国民の皆さんが統計調査に安心して回答できる



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

▼**問合先** 政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室（総括担当）
03・5273・1142

環境の整備が必要となっています。このロゴは、①国の統計調査であること②秘密の保護に万全を期していることを証明するものです。統計調査においてこのロゴをご覧になった場合は、安心してご回答ください。

開 催

見え方で悩んでいる方 向けの巡回教育相談会

▼**日時** 8月23日(木)午前10時～午後3時 ▼**会場** 県南県民センター（土浦市真鍋5・17・26土浦合同庁舎）
▼**対象** 視力が弱いなど見え方でお困りのお子さんや保護者の方、学校で担当している先生、途中で視覚障がいとなりお困りの方など
▼**内容** シミュレーションレンズによる弱視体験、補

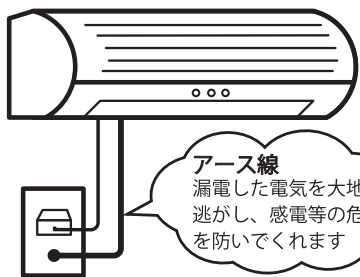
助具の展示・紹介、子育てや学習・職業などについての個別相談（盲学校への入学を前提としてはいません）※相談無料

▼**問合先** 茨城県立盲学校
029・221・3388

茨城県行政書士会 県南支部 無料相談会

▼**日時** 8月11日(土)午後1時30分～4時 ▼**場所** 高野公民館集会所2 ▼**内容** 相続・遺言・法人設立・営業許可・農地転用・帰化永住・在留資格・権利義務・事実証明に関すること

8月は経済産業省主唱の 電気使用安全月間です！



アース線
漏電した電気を大地に逃がし、感電等の危険を防いでくれます

感電防止のために
アース線を
取付けましょう！



関東電気保安協会
<http://www.kdh.or.jp/>



ふるさ都市もりや朝市

市民の皆さんに地元の野菜や特産品を販売します。

▼**日時** 8月5日(日)午前10時～午後3時 ※小雨決行

▼**会場** 守谷駅西口駅前広場

▼**問合先** 守谷すたいる研究交流会 石澤 090・3148・5370 / 市役

所経済課 商工・観光G
内線262

▼**問合先** 茨城県行政書士会 県南支部 0299・26・2756



広島・長崎 原爆パネル展

広島、長崎に原爆が投下されてから67年目になります。広島で14万人、長崎で7万人の命が奪われました。日本は世界で唯一、原爆の悲惨さを体験した国であり、今も22万人を超える被爆者が苦しんでいます。今年も核兵器廃絶を訴えるパネル展を開催します。

▼**期間** 8月9日(木)～15日(水) ▼**場所** 中央図書館休憩コーナー ▼**後援** 守谷市、茨城県平和委員会

▼**主催・問合先** 守谷平和の会 斎藤 046・1017

募 集

もりやファミリサポ
「サポーター育成講座」
受講生

もりやファミリサポーターセンターのサポーターになるためには、この講座の受講が必須です。サポーターになって活動してみたい方は、ぜひご参加ください。

▼日程 9月26日(水)午前9時30分～午後3時、27日(木)午前9時～正午(救急救命講座)・午後1時～3時、28日(金)午前9時～午後3時

▼会場 市民交流プラザ、守谷消防署▼内容 サポーターとしての心構え、子どもの健康・病気・安全・栄養・遊びと遊ばせ方、緊急時の対応と応急処置など

▼対象 市内在住の心身共に健康で子育てに意欲があり、お子さんが好きな方※資格・経験・年齢・性別は不問▼申込締切日 8月31日(金)

▼申込・問合せ先 もりやファミリサポーターセンター
☎45・2432

審議会委員・
協議会委員

市では、市民参加による協働のまちづくりを推進するため、各種審議会委員および協議会委員の選任に際し公募制を導入しています。

▼審議会等名称 守谷市協働のまちづくり推進委員会

※担当課は市民協働推進課(内線131)▼募集人員 1人▼任期 11月1日～平成27年10月31日▼応募資格 市内在住の20歳以上(4月1日現在)で、他の審議会などの委員になっていない方※市議会議員、市監査委員、政党の役員・職員など政治団体関係者を除く▼応募方法 応募用紙(市役所総務課、郷州・高野・北守谷の各公民館、文化会館、保健センターで取得)に必要事項を記入の上、直接総務課窓口へ持参、または郵送で申し込む▼応募期限 8月24日(金)※郵送の場合当日消印有効

▼申込先 市役所総務課

〒302・0198
守谷市大柏950・1
内線354

守谷市障がい者福祉
センター指定管理者

▼対象施設 守谷市障がい者福祉センター(板戸井1977・2)▼業務内容 障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス・児童福祉法に基づく障がい児通所支援および施設管理等

▼指定期間 5年間(平成25年4月1日～平成30年3月31日)▼スケジュール 募集要項配布締切日 8月31日(金)／応募期間 9月18日(火)～9月28日(金)／候補者選定日 10月30日(火)

▼問合せ先 市役所社会福祉課 内線165



▲施設の名前は「ひこうせん」

関鉄納涼ビール列車

車窓からの眺めを楽しみながら、おいしい生ビールを味わうことができます。

▼開催日 8月19日(日)・25日(土)▼募集人員 各回60人※最少催行人員50人▼参加費 1人3900円(カップル・夫婦での参加は2人で7300円)※運賃込み／当日徴収▼内容 生ビール飲み放題、おつまみ付き、持込自由▼行程 守谷駅 午後0時45分発↓下館駅 午後2時5分着／下館駅 午後2時15分発↓守谷駅 午後3時36分着▼協力 常総線活性化支援協議会

▼申込・問合せ先 関東鉄道

(株)鉄道部ビアトレイン係
☎029・822・3718
HP http://www.kanetsu.co.jp/news/120721_beer/120721_beer.html

男女共同参画社会に
関する標語

性別や世代にかかわらずなく、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまち：そのような男女共同参画社会を実現するためには、社会のさまざまな場面での一人一人の心掛けが大切です。

身近な人とのより良い関係を築くため、必要なことは何でしょうか？ あなたが

普段考えていることを標語にして送ってください。

▼募集内容 「みんながいきいきと暮らせる男女共同参画社会」をイメージした標語※未発表で自作の作品(1人1点まで)▼応募資格 市内在住・在勤・在学の方▼応募方法 「応募作品、住所、氏名(ふりがな)、職業、電話番号」を明記の上、はがき、電子メール、FAXで9月7日(金)必着で申し込む▼発表 審査により入賞した方にのみ通知

▼表彰 賞区分は、最優秀賞、優秀賞、佳作とし、各賞とも賞状と記念品を贈呈

／11月に表彰式を開催予定／入賞作品は、市役所市民ホール等において展示するほか、広報もりや・市ホームページ等で公表予定▼その他 応募作品は返却しない／作品の著作権は守谷市に帰属／最優秀受賞作品は男女共同参画啓発リーフレット等を使用

▼応募・問合せ先 市役所市民協働推進課 協働推進G

内線132 FAX 45・652
6 ☒ kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp

守谷駅から徒歩 12 分圏内
守谷駅周辺・ひがし野地区

市有地（宅地）販売

▶物件数 10 区画

▶面積

100.05 ～ 921.48㎡

▶申込方法

申込受付期間中に認め印を持参の上、直接窓口で申し込む

※成年被後見人、被保佐人、被補助人、または破産者で復権を得ない方は申し込みできません

▶販売方法

先着順による販売

※受付開始時に申し込みが重複した場合は抽選

▶申込受付期間

8月22日(水)～

平成25年3月29日(金)

8:30～12:00、

13:00～17:00

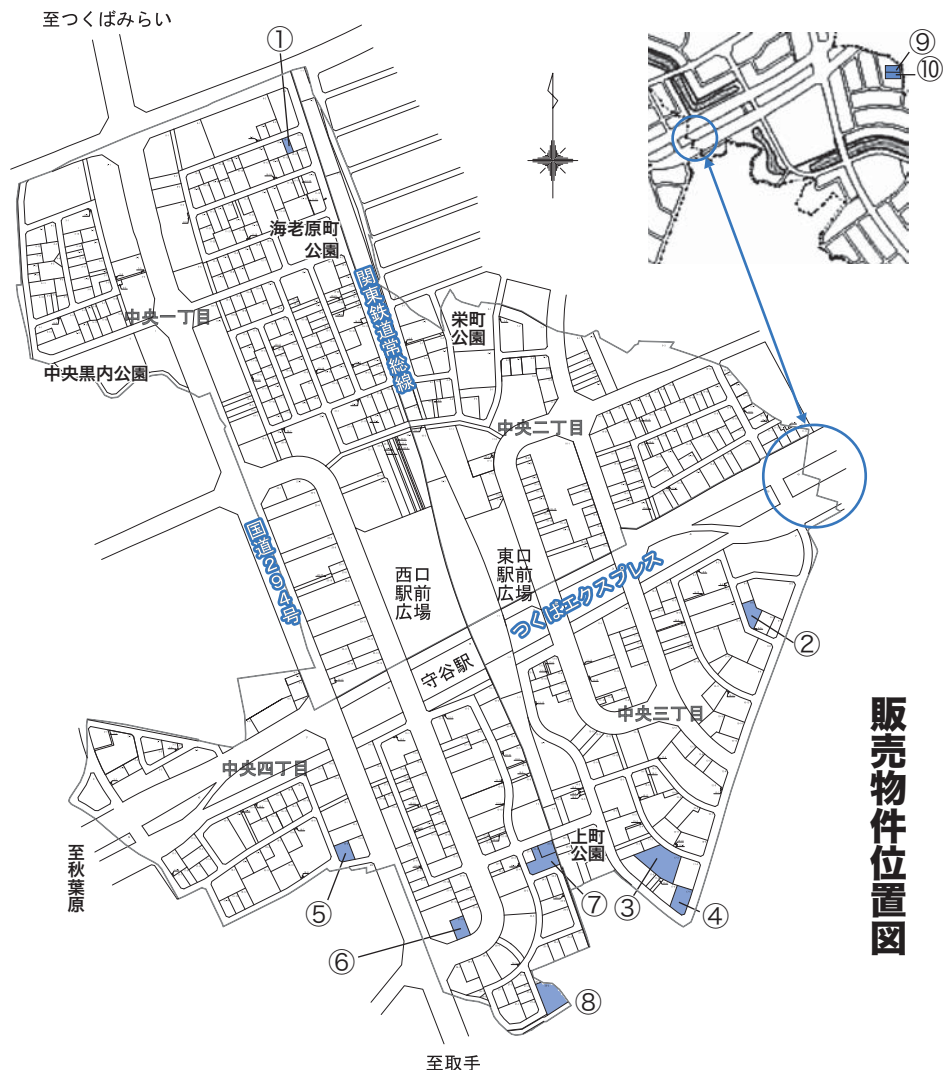
※土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く

▶申込・問合せ先

市役所財政課

管財契約G

内線 214、215



販売物件位置図

販売物件価格一覧

物件番号	土地の所在地	地目等	地積	用途地域	備考 (水道・下水・ガス)	販売価格 (㎡単価)
①	中央一丁目 10-8	宅地	100.05㎡	第一種住居	有	8,335,000 円 (83,300 円/㎡)
②	中央三丁目 8-6	宅地	297.68㎡	第一種住居	有	36,615,000 円 (123,000 円/㎡)
③	中央三丁目 17-3	宅地	921.48㎡	近隣商業	有	138,222,000 円 (150,000 円/㎡)
④	中央三丁目 17-5	宅地	387.57㎡	近隣商業	有	64,725,000 円 (167,000 円/㎡)
⑤	中央四丁目 19-4	宅地	267.66㎡	準住居	有	35,332,000 円 (132,000 円/㎡)
⑥	中央四丁目 21-15	宅地	275.66㎡	商業地域	無	70,294,000 円 (255,000 円/㎡)
⑦	中央四丁目 23-2	宅地	78.42㎡	第一種住居	有	82,450,000 円 (129,000 円/㎡)
	中央四丁目 23-3	宅地	176.54㎡			
	中央四丁目 23-4	宅地	384.18㎡			
⑧	中央四丁目 28-2	宅地	551.71㎡	第一種住居	有	55,723,000 円 (101,000 円/㎡)
⑨	ひがし野二丁目 5-3	宅地	244.65㎡	第一種低層住居	有	24,465,000 円 (100,000 円/㎡)
⑩	ひがし野二丁目 5-4	宅地	244.50㎡	第一種低層住居	有	24,939,000 円 (102,000 円/㎡)

子ども救急電話相談

お子さんが急な病気で心配なとき、ご相談ください。

相談日時

・毎日の夜間

午後6時30分～11時30分

・休日（日曜日、祝日、年末年始）の昼間

午前9時～午後5時

相談先

☎029・254・9900

※プッシュ回線の固定電話

や携帯電話からは、短縮

ダイヤル#8000

●救急医療機関を探しているときは、県救急医療情報コントロールセンター

☎029・241・4199

（年中無休24時間対応）

取手市医師会健康教室

舌のできものに気付いたら

摂食、嚥下、発音、味覚に大きな役割を負っている舌。日常はその存在を意識することはあまりありません。しかしひとたび小さな傷ができると非常に気になります。舌の痛み、違和感あるいは腫れものがあると

感じたときには、まず鏡の前で確認してみましょう。

舌の前3分の2は自分で容易に観察できます。表面は微小な突起（糸状乳頭）で一面覆われ、よく見ると中に小さな赤い点状突起（茸状乳頭）が散在しているのが分かります。奥の表

面には逆V字状に並んだ疣状突起（有郭乳頭）が左右対称的に7～8個並んでいて、側面には左右対称にひだ状構造（葉状乳頭）があり、さらに奥には舌扁桃があります。この辺は自分の観察は困難です。

できものに気づいたら、それがどこにあるか、どんな形をしているか、色はどうか、指で触れて硬いかどうか、確認してみてください。形が整っていない、左右に対称的にあるものは、まず心配ありません。先にあげた舌固有の構造物を認識す

ることがよくあります。

中心部が点状に白くくぼんで周囲が赤く痛みの強いものは、アフタ性口内炎というもので、良くみられるものです。1～2週間治療するのですが、硬く大きくなつてなかなか治らないものについては注意が必要です。触れてみて硬く、形が不整で表面に潰瘍ができたり、周囲のピンク色の粘膜に比べ異常に赤みの強いピロイド状に見える紅い斑、また白く盛り上がりのあるできものは、痛みのあるなしにかかわらず腫瘍である可能性があります。粘膜の腫瘍には類似の多くの病気があるため、専門

家がみてもその場で確認できるとは限りません。歯の鋭縁、義歯の不適合等の周囲にある刺激を除き、たばこ、酒、刺激の強い嗜好食品を避け、軟膏等で保護して経過をみるのが大切です。その経過で小さく、軟らかくなるようでしたら真の腫瘍ではないといえます。

いずれにせよ気付いたら、いつまでも放置したり自分の判断に任せず、早めに歯科口腔外科または耳鼻科の受診をお勧めします。口腔がん検診が始められている地域もありますが、まずは自らの体を自ら観察することが大切です。

暮らしのコーナー

楽しくて通いつめ・・・健康食品に2,000万円!

事例 隣人に誘われ、健康の話が聞けるという健康食品の店へ行った。期間限定の店であったが、そこで友達もでき、楽しくて毎日のように通っていた。店長も優しく、孫のようにかわいかったので、店長のためと思い健康食品を買い続けた。始めは現金で支払っていたが、「金券のほうが得」と勧められ、金券に切り替えた。これまで現金と金券を合わせて約2,000万円購入し、金券は全て店長に預けていた。ある時、金券の残高を聞くと、思っていた額よりかなり少なかった。店長を問いただしてもはぐらかされ、不信感から解約を伝えたが、急に冷たい態度になり相手にしてくれない。(80歳代・女性)

ひとことアドバイス

○空き店舗などを短期間の会場として使い、講習会などと称して人を集め、健康情報の提供をしながらサロンのような雰囲気を作り、最終的には高額な商品などを契約させる手口です。

○一度通い始めると、店の楽しい雰囲気に夢中になったり、店員と親しくなったりして通いつめ、気付いたら大金をつぎ込んでいたということが少なくありません。「無料」「格安」などと勧誘されたり、知り合いに誘われたりしても、出向かないようにしましょう。

○事例のように、「特典が付く」からと、大量に金券や商品券のまとめ買いを勧められ、後から現金に戻すように申し出ても応じてくれない…という相談も寄せられています。金券などのまとめ買いは避けましょう。(国民生活センター見守り新鮮情報)

トラブルにあったら…

・市消費生活センター ☎45-2327
(市役所2階経済課内) 月～金曜日
9:00～12:00 13:00～16:00
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く

瓜代農園 農園利用者募集



自分の手で収穫する野菜は味わいもひとしお。土を耕すことから始まる農作業は、自然を相手にする楽しさを実感できます。県下最大の区画数を有する瓜代農園で、穏やかな空間の中、土や水と触れ合い、野菜や花を育ててみませんか？

▼使用期間 申込後許可日～平成25年3月31日※更新可（最長5年間）

▼場所 高野地内（右図参照）

▼設備 農機具（ミニ耕運機含む）、水道、休憩施設、駐車スペース、トイレ

▼募集区画 84区画（1区画30㎡）※複数区画利用可

▼使用料（1区画当たり）月額1000円

▼対象 農業従事者以外の方で、野菜・花などの栽培に意欲がある方

▼申込方法 窓口で直接申し込む
▼申込・問合先 市役所経済課
農業振興G 内線263、264

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合先 市役所交通防災課 交通・防災G 内線138

市役所職員を名乗った還付金詐欺に注意!!

市内において、市役所職員を名乗った還付金詐欺の電話が発生しています。

手口としては、電話で守谷市役所職員を名乗り、「税金や医療費、保険金の還付があります。払いすぎたお金を返還します。」とうそを言って、銀行のATM（現金自動預け払い機）に誘導します。言葉巧みにATMを操作させ、犯人の口座に振り込ませようとするのです。市役所職員が、還付金受け取りのためにATMの操作を求めることは絶対にありません！「携帯電話を持ってATMへ」は、還付金詐欺です!!

このような電話がかかってきた場合は、詐欺を疑い、市役所に確認してください。

実名を名乗ったオレオレ詐欺に注意!!

オレオレ詐欺といえば、相手の名前が分からないため「オレだよオレだよ」とか「オレだけど」と言って、相手から名前を言わせるよう誘導させる手口でしたが、最近、高等学校の卒業名簿等を使用して実名で電話をかけてくる事案が発生しています。

夜間に、「〇〇だけど、熱が出てしまった。また明日電話する…」と電話をかけてきて、翌日に再度「急性扁桃炎になってしまった…」と、本人の声でないことがばれないようにこのようなことを語り、言葉巧みにだまして金銭を要求してきます。

実名を名乗っていても、詐欺を疑い、必ず家族に確認してください。

●市内の犯罪発生状況（平成24年1月～5月）

前年同時期と比較し、乗り物盗やひったくり等の街頭犯罪は減少していますが、夜間の住宅侵入盗（忍込み）が増加傾向にあります。被害を未然に防ぐため、「鍵を二重ロックにする」などの防犯対策を日ごろから心掛けましょう！

※（ ）内の数字は、前年1～5月との比較

発生地域	刑法犯総数	街頭犯罪	住宅侵入犯罪	万引き	その他の犯罪
①	215(Δ18)	69(Δ30)	39(+28)	34(Δ19)	73(+3)
②	88(±0)	36(Δ1)	11(+5)	2(Δ3)	39(Δ1)
③	51(Δ8)	19(Δ6)	6(+3)	3(+2)	23(Δ7)
合計	354(Δ26)	124(Δ37)	56(+36)	39(Δ20)	135(Δ5)

街頭犯罪内訳

発生地域	乗り物盗			ひったくり	車上狙い
	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
①	3(Δ2)	5(Δ14)	42(Δ26)	1(+1)	18(+11)
②	6(+1)	2(Δ2)	26(+9)	0(Δ5)	2(Δ4)
③	1(±0)	1(Δ4)	11(Δ1)	0(Δ1)	6(±0)
合計	10(Δ1)	8(Δ20)	79(Δ18)	1(Δ5)	26(+7)

▶発生地域区分

- ①本町、松並、ひがし野、赤法花、百合ヶ丘、中央、松ヶ丘、大柏、野木崎
- ②久保ヶ丘、御所ヶ丘、立沢、松前台、薬師台、緑、板戸井、大木、大山新田
- ③みずぎ野、小山、乙子、けやき台、高野、鈴塚、美園

守谷市の交通事故発生状況（6月） 件数10件 死者数0人 負傷者数13人

8月 AUGUST

1 水	缶・プラ収集日
2 木	ビン・ペット収集日
3 金	おはなし会（・7・11・15日11:00～、19日14:00～ 中央図書館／6日15:00～ 保健センター）
4 土	夕べのコンサート（・11・18・25日18:00～ 市役所）
5 日	ふるさ都市もりや朝市（10:00～15:00 守谷駅西口駅前広場）
6 月	粗大ごみ戸別収集申込期間（～10日）
7 火	
8 水	税務相談（13:00～16:00 市役所） 認知症の方の家族の集い（13:30～15:00 市役所）
9 木	紙・布類収集日
10 金	こころのリハビリ（9:30～11:30 保健センター）
11 土	
12 日	市民卓球大会（9:30～ 常総運動公園）
13 月	
14 火	
15 水	職業相談（9:30～11:30 文化会館） 献血（10:00～ イオンタウン守谷）
16 木	
17 金	こころのリハビリ（9:30～11:30 保健センター）
18 土	
19 日	
20 月	
21 火	
22 水	缶・プラ収集日
23 木	ビン・ペット収集日
24 金	
25 土	
26 日	
27 月	粗大ごみ戸別収集申込期間（～31日）
28 火	おひぎでだっこおはなし会（11:00～ 中央図書館）
29 水	プラ・粗大収集日
30 木	紙・布類収集日
31 金	納期限：市・県民税（2期）、国民健康保険税（2期）、 後期高齢者医療保険料（2期）、介護保険料（3期）

※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁（8:30～12:00・13:00～17:15）しています

8月の各種相談	法律相談	21日 9:00～12:00	市役所	14日9:00から要予約 ☎45-1249
	行政相談	13日 13:00～16:00		—
	教育相談 （ラポールルーム）	日～金曜日 9:00～16:30		☎0120-783018
	若者就労支援相談	25日（第4土曜日） 13:00～17:00	高野公民館	要予約 いばらき若者サポステ ☎029-259-6860
	不登校相談 （はばたぎ）	火～金曜日 8:30～17:15	もりや学びの里内	☎45-2655
	こころの健康相談	9日 13:30～15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎48-6000
	家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:00	家庭児童相談室 （市民交流プラザ内）	☎45-2314
	心配ごと相談	14:00～16:00 ・ふくし 6日 ・年金・労務 20日	いきいきプラザ・ げんき館 （社会福祉協議会）	☎45-0088
	電話相談	金曜日 10:00～15:00		☎48-5555
	消費生活相談	月～金曜日 9:00～16:00	消費生活センター （市役所内）	☎45-2327 12:00～13:00は除く
※法律相談は、同一事案の相談は受け付け	生活機能相談	金曜日 10:00～17:00	市役所介護福祉課	要予約 ☎45-1111 内線174、175

※直通電話がない課は市役所（代表）番号におかけください

機 関 名	電話番号	FAX番号
市役所（代表）	45-1111	
秘書課	45-2240	
企画課	45-2309	45-6529
総務課	45-1883	
財政課	45-1795	
税務課	45-1564	45-2590
納税課		
総合窓口課		45-6525
国保年金課		
市民協働推進課		45-6526
交通防災課	45-2389	
会計課		45-1113
経済課	45-2096	45-5703
消費生活センター	45-2327	45-1286
農業委員会		
学校教育課	45-2195	45-5703
生涯学習課	45-2174	
指導室	45-2184	
社会福祉課	45-1691	
介護福祉課	45-1744	45-6527
地域包括支援センター		
児童福祉課	45-1679	
生活環境課	45-5339	
都市計画課	45-1963	45-2804
建設課	45-2094	
議会事務局		45-6528
上下水道事務所	48-1842	48-6087
保健センター	48-6000	48-6319
保健センター（諸証明収納担当）	48-1133	20-6201
中央図書館	45-1000	45-7500
中央公民館（9月30日まで全館休館）		
郷州公民館（仮予約☎48-6724）	48-6711	46-0310
高野公民館（仮予約☎45-5419）	45-5411	20-6311
北守谷公民館（仮予約☎48-2606）	47-0111	47-0112
文化会館	48-7911	20-6017
もりや学びの里	48-0525	45-0625
国際交流研修センター（ログハウス）	48-2255	48-2255
市民活動支援センター	46-3370	46-3320
テニスコート受付	45-0271	
学校給食センター	48-0253	48-5388
市民交流プラザ（キ・ターレ）	45-2278	45-4062
南守谷児童センター（ミ・ナーデ）	21-1224	21-1277
家庭児童相談室	45-2314	45-2920
地域子育て支援センター・夢っ子	45-2462	48-8804
土塔中央保育所	48-1876	48-8799
北園保育所	48-4897	48-8794
もりやファミリーサポートセンター	45-2432	45-2705
障がい者福祉センターひこうせん	45-9801	45-9802
こども療育教室	47-0220	47-0221
いきいきプラザ・げんき館	45-2940	48-5554
社会福祉協議会	45-0088	
（公社）シルバー人材センター	48-8591	48-8965
守谷地区交番	46-0110	
久保ヶ丘交番	48-0110	
南守谷交番	45-0110	
守谷消防署	46-0119	48-1981
守谷消防署南守谷出張所	20-0119	
常総運動公園	48-5675	45-7365
いこいの郷常総	48-3217	48-2503

※問合先の G はグループの略表記

